

大阪市立加賀屋東小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、関係小中学校との連携を図りつつ「加賀屋東小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第1条、第3条および第13条を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童の意識改革を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な校内の取り組みを充実させる。

②いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

いじめの未然防止・早期発見のため、児童どうしが互いを認め合える集団づくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる雰囲気づくり、すべての児童が安心かつ安全に学校生活を送ることができる教職員体制の確立を前進させる。

③家庭や地域と積極的に連携する取り組み

地域や家庭に対して、いじめに関する問題の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携と協力を強める。また、関係小学校や接続中学校との連携関係をさらに深め、協力して取り組んでいく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。「いじめ（いのち）について考える日」の取り組みをはじめ

め、いじめを許さない学校・学級づくりを進め、いじめ問題について、子どもたちが自分自身の問題として捉え、いじめに立ち向かい解決能力のある集団づくりを進める。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下に進める。

○基礎・基本の定着

深い教材研究、児童の実態把握、周到な計画と指導法の工夫と改善を行う。

○主体的に学び考える子どもの育成（自己教育力）

- ・ 「教えて考えさせる授業」から「自ら学ぶ」授業へ工夫する。
- ・ 「学び方学ぶ」授業を発展させて「学ぶ力を育てる」授業をめざす。
- ・ 学力向上の源、主体的な学習の原動力である「学習意欲を向上」させる授業を展開する。
- ・ わかる、できる喜びを味わわせる学習指導法へ追究する。
- ・ 減点主義ではなく、加点主義の見方で子どもを認め育てる。
- ・ 「生活科」「総合的な学習の時間」「外国語活動」など体験的な学習を推進する。

○授業形態の工夫

- ・ 自力解決<隣の人と<グループ<少人数<習熟度別<課題別<TT<一斉学習
- ・ 話し合い活動、ディベート、ロールプレイ、グループワーク 等
- ・ ICTを活用した授業の実践

○学校生活のあらゆる機会をとらえて、豊かな「表現力」「伝え合う力」の育成

- ・ 人と人とのかかわりを創る。
- ・ 意図的で必然的な表現活動を各教科、総合的な学習の時間、特別活動をして実践する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために以下に進める。

- 横並びの平等ではなく、一人一人の生活背景や個の実態に応じた指導と教育的配慮をすすめる。
- さまざまな立場や生活背景等を有した子どもたちが、共に生活していることを常に意識し、指導の観点から抜けないようにする。
- 一人一人の子どもが集団の一員としての自覚と集団への所属感や連帯感を持ち、互いに違いを認め合い、高め合う自立的で差別のない集団を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、社会見学や遠足などの「体験的な学習」の取り組みの充実や、学級・学年活動、たてわり班活動などの形態の工夫を図り、児童自らが主体的に気づき、経験できる機会を積極的にすすめる。
- 「自分は人のために役に立つ」「大切に思ってくれる人がいて満足している」など

をあらゆる教育活動のなかで体験、実感させ、児童の自尊感情を育てていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成を図るために以下を進める。

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。
- 社会における規範やきまりを守ることの意義などを指導し、規範意識の醸成と道徳性や社会性の伸長を図る。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。また、いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に実態把握を行い、対応する。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- 情報については、定期的実施する「いじめアンケート」のほかに、児童が教職員に相談しやすい信頼関係づくりや雰囲気づくりに努める。また、児童や保護者に対して、関係諸機関の「いじめ相談窓口」の周知を行う
- 当事者である児童の保護者からだけでなく、他の保護者や地域からの情報も積極的に収集するために、「家庭訪問」「個人懇談会」や「学級懇談会」、「育栄会」「地域見守り隊」「はぐくみネット」「学校協議会」などからの情報収集に努める。
- 児童の情報については、毎月開催の「人権教育推進委員会」、毎週開催の「**学年打合せ**」、毎週開催の「**職員連絡会**」により、教職員間での情報交換を定期的に行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく全教職員で情報を共有できるよう、校長および教頭へ速やかに報告を行う体制を整える。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校全体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体的な

方針や対応を検討し、学校全体で解決をすすめる。暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案である場合については、速やかに止めることを最優先に対応する。

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう児童に指導する。また、加害児童に同調していた児童に対しては、それらはいじめに加担する行為であると理解させるように指導を行う。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、無くしていこうとする態度を育てていく。
- 大阪府教育委員会をはじめ、所轄警察署、こども相談センター、区役所子育て相談室、スクールカウンセラー、民生委員、児童委員などの関係諸機関との連携を行い、いじめ事案の解決に向け対処する。
- ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

人権教育推進委員会（基本月1回開催）

（既設の組織を上記組織に加え、必要に応じていじめ対策委員会を開催する）

【構成】

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、各学年主任、特別支援学級コーディネーター、養護教諭（事案に応じて必要な教職員も加わるものとする）

【役割】

「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。また、いじめやいじめの疑いに関係する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、情報の収集や共有、関係児童への事実確認、指導および支援などの方針の検討や決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。**いじめ対策委員会は、「校内いじめ対策委員会記録簿」を活用し、記録に残し、個々の状況に対応していく。**

【年間計画】

<調査等>

○児童対象いじめアンケート調査 学期に1回（7月、11月、2月）

○保護者対象聞き取り調査 年2回（7月、12月）

○学級担任による教育相談・聞き取り調査 適宜実施

<人権教育推進委員会>

○年11回（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月）

<研修会>

○人権教育にかかる研修会 学期1回実施

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- 学校だよりやホームページなどで、人権教育やいじめに対する学校の取り組みについての情報発信と啓発を積極的に推進する。
- 学校協議会等で現状報告を行い、地域、保護者の理解と協力を求める。

(3) 相談窓口等の周知

○児童及び保護者からのいじめ等に関する相談を受け付ける「いじめSOS通報」、
「LINEによる相談窓口」、こども相談センター「電話教育相談」、「24時間子供
SOSダイヤル」等を周知し、ホームページからアクセスできるようにする。

(4) 取組内容の検証

- 「いじめ対策委員会」にて指導方法や事後の状態について検証し、指導や支援の方法についての改善を図る。
- 「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成との関連を検証し、中間評価・最終評価でも確認する。

7. 重大事案への対処

○学校安心ルールに基づいたぶれない指導を行うことともに、大阪市版スクールロイヤーを積極的に活用し、「いじめ防止対策推進法」に沿った対応を行う。

(1) 報告および対応

- 重大事態であると判断した場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合（ただし、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査と対応を行う。
- 学校の対応としては、事実を隠すことなく、事態の混乱を招かないように窓口を一本化し、誠実な対応を心がける。

(2) 調査組織の設置と事実関係の明確化

- 学校および教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うために、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- 調査に当たっては、因果関係の特定に急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにすることに努める。

(3) 調査結果の提供および報告

- 学校および教育委員会は、明らかになった事実については、窓口となる担当者を通して発信する。特に、被害児童およびその保護者に対しては適切な情報提供を心がける。
- 調査結果については、被害児童およびその保護者の所見を添え、学校長を通じて教育委員会に報告する。

いじめ防止基本方針フローチャート図

【いじめの未然防止のための方策】

【基本的考え方】

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことからはじめていく必要がある。

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

①道徳教育におけるいじめ問題の取扱い

道徳教育において、いじめ問題を取り扱い、いじめを許さない本市の方針のほか、いじめを受けたときの対応など、実践的で有益な知識を児童全員に周知徹底する。

②教職員のいじめ問題への対応能力の向上

教育センターの研修や校内研修等により、教職員の対応能力の向上を図る。

③学校外での幅広い人間関係の機会拡大

子どもたちの学校外での多様な人間関係の機会拡大を支援する。

【いじめの早期発見のための方策】

【基本的考え方】

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

① 定期的な調査

児童に対する定期的な調査（いじめアンケートや教育相談等）を行う。

なお、いじめアンケートは、学期に1回（年3回）以上は必ず行う。

また、いじめアンケート原本は、児童が卒業するまで（ただし、小学校6年生は卒業後1年）保存する。

いじめ問題に関する二次資料及び調査報告書は、卒業後5年間保存する

※令和元年6月25日付け教委校（全）第19号「調査報告書に基づく「いじめ問題対応」の改善について」

② 管理職への報告

いじめの可能性に気付いた教職員は、直ちに管理職（校長・教頭等）に報告する。

2

③ 組織的な対応

定期的な調査、教職員による観察、児童や保護者からの相談、外部からの通報等から、いじめの可能性に気付いたときは「学校におけるいじめ対策のための組織」（組織の長は校長。「校内いじめ対策委員会」、「いじめ防止委員会」等、学校によって組織名は異なる）を活用して、情報共有を図りつつ、調査及び対応を開始する。

- ・いじめの可能性に気付いた
- ・いじめと疑われる行為を発見した
- ・児童や保護者から相談や訴えがあった
- ・外部から通報があった 等

報告

- ・管理職
- ・学校におけるいじめ対策のための組織

いじめ対策のための組織による対応

- ・情報共有
- ・調査の実施
- ・対応を検討 等

解消

※一人の教職員が抱え込まない

④ 相談窓口等の周知

児童及び保護者からのいじめ等に関する相談を受け付ける「いじめSOS通報」、「LINEによる相談窓口」、こども相談センター「電話教育相談」、「24時間子供SOSダイヤル」等を周知する。

3

【いじめ事案の調査及び早期対応】

「学校におけるいじめ対策のための組織」において対応

①いじめ行為の制止 ②生命・身体等の安全確保 ③心のケア及び学習支援 ④事案の調査

⇒「いじめ対策組織」で共有し、個々の行為がいじめに該当するかの判断をいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

被害児童のみならず加害児童、その他の児童にとっても、公平・公正なルール（学校安心ルール等）に基づくぶれない対応

「いじめ対策組織」で体制を組み、児童へ支援・指導等、保護者へ支援・助言等を行う。

◎被害児童・保護者への支援＝要望・意見等の尊重 安心できる学習環境の確保

○事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。

◎加害児童への指導・保護者への助言 ルールに基づく対応

○人格形成を健全なものにするため、「いじめを許さない」というぶれない方針の下、事前に明示したルールに基づき、重篤度に応じた段階的な指導その他の措置で対応

○いじめをやめさせ、再発を防止するため、加害児童への指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

○犯罪行為の警察への通報、転校の意思確認

○いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

◎その他の児童への働きかけ

○自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

◎いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断させる場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

